		··· ·		***************************************
		2	1	回数
		平成5年11月4日	平成5年10月19日	年 月 日
閣条第一号	疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの二号)(衆議院送付)	「抗医薬务こ関する日本国とネパール王国との間の協定の缔洁こついて承認を求めるの牛(閣条第一みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)(衆議院送付)	国際情勢等に関する調査を行うことを決定した。 国際情勢等に関する調査を行うことを決定した。	議事内容

ſ			Γ		
	3				
	平成6年1月27日	平成5年12月15日			
	請願第四七二号を審査した。	都合により取りやめとなった。	大席会派 赞成会派 大席会派	大席会派 大席会派	欠席会派
	号を家	りやめ	な 自 し 社	な負	な負
	査し	のとな	は、公、新連、	し社	し社、
	た。	った	公	公	公
		0	新連、	公、新連、民、	公、新連、民、
			民		民
Ì			共	共	共
			新生	新生	新生
			反対会派	反対会派	反対会派
			な	な	な
			なし	L	し

4 3		3	2		1		号番		
めるの件の締結についてみりの権利に関わ	ついて承認を求めるの件改正する議定書の締結にとの間の航空運送協定を日本国と中華人民共和国		を求めるの件とネパール王国院空業務に関する		承認を求めるの件めの条約の締結になみなみまぐろの保力		件		
承認を求れ	の締結定 の締結定を は は に		いとる ての日 承間本 認の国		! に保 ついの て		名		
11	J.	J	J.	n		衆		院議先	
一、	Q		0, 1:1		一 Q 三		月提日出		
	_	_						Щ	
(字) 二六	- O, - = = = = = = = = = = = = = = = = = =		〇 子 二		一 〇 子 二		付委員託会	参	
	承	二 一 四	承認	 - 	承認	二、五、四	議委員会	議	
	承	, _	承	-	承	二五	議本会議	院	
一、三	認 <u>五</u> Q <u>—</u>		認 五 Q - -		認 五 - A - C - E		付委員会	衆	
継続	承認	Q 1 -	承認	Q 111	承認	— □ 五 三 三	議委員決会	議	
査	承認	- Q 三 天	承認	-Q - X	承認	-Q 三 天	議本 会 決議	院	
							di Z		

るの件(閣条第一号)みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求め

要旨

で管理を図ってきた。
一獲可能量及び各国別割当量について協議することを通じて保存及ランドとの間で三国間協議を開催し、毎漁期の三箇国による総漁であるみなみまぐろについて、オーストラリア及びニュー・ジー我が国は、一九八二年(昭和五十七年)以来、高度回遊性魚種

ある。 すにおいて署名されたものであり、その主な内容は次のとおりで協議が行われた結果、一九九三年(平成五年)五月十日キャンベ層整備するため、一九八八年(昭和六十三年)四月以降三国間でりを背景として、みなみまぐろの保存及び管理に係る枠組みを一本条約は、近年の漁業資源の保存に対する国際的な関心の高ま

用を適当な管理を通じ確保することを目的とする。一、本条約は、みなみまぐろについて適用し、その保存、最適利

まぐろに関する情報等を提供する等の措置をとる。行動をとるとともに、みなみまぐろ保存委員会に対し、みなみ二、締約国は、本条約の実施等を確保するため、すべての必要な

三、締約国は、本条約によりみなみまぐろ保存委員会を設置す

置する時に委員会の本部の所在地を決定する。同委員会は、事務局を設置することができ、同事務局を設

約国に対する勧告の決定等を行う。の審議、その総漁獲可能量及び各締約国別割当量等の決定、締集及び蓄積、その保存、管理及び最適利用のための規制措置等四、みなみまぐろ保存委員会は、みなみまぐろに関する情報の収

び傾向の評価・分析等を行う。 員会を設置する。同委員会は、みなみまぐろの個体群の状態及五、締約国は、みなみまぐろ保存委員会の諮問機関として科学委

への加入奨励のため協力する。一六、締約国は、本条約の目的達成を促進するため、他国の本条約

当該国等の注意を喚起すること等の措置をとる。本条約の目的達成に影響を与える可能性があるものについて、七、締約国は、本条約の締約国でない国等の漁獲活動であって、

書、受諾書又は承認書が寄託された日に効力を生ずる。 より批准、受諾又は承認されなければならず、三番目の批准八、本条約は、オーストラリア、日本及びニュー・ジーランドに

委員長報告

における審査の経過と結果を御報告申し上げます。ただいま議題となりました条約三件につきまして、外務委員会

会の設置、ミナミマグロの保存、管理等に係る措置等について定利用を適当な管理を通じて確保することを目的として、保存委員まず、みなみまぐろ保存条約は、ミナミマグロの保存及び最適

めるものであります。

務を行うことができる路線等を定めるものであります。 務の開始及び運営についての手続、及び両国の指定航空企業が業期航空業務の開設を目的として、そのための権利の相互許与、業人に、ネパールとの航空協定は、わが国とネパールとの間の定

をあよう改めるものであります。 一のために、両国が指定する航空企業の数を二以上とすることがであために、両国が指定するにとを目的として、定期航空業務の運営需要の増加等に対応することを目的として、定期航空業務の運営 次に、日中航空協定の改正議定書は、近年の両国間の航空輸送

が、詳細は会議録により御承知願います。者の増加とその安全対策等の諸問題について質疑が行われました大、カトマンズ空港施設の改善に対するわが国の協力、海外渡航委員会におきましては、みなみまぐろ保存条約の締約国の拡

一、両国の指定航空企業は、付表に定められた路線(特定路線)

において、相手国内の地点に着陸して定期的に両国間の貨客を

運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国

認すべきものと決定いたしました。質疑を終え、採決の結果、三件はいずれも全会一致をもって承

以上、御報告申し上げます。

について承認を求めるの件(閣条第二号)航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定の締結

要旨

大学のできる。 一、両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することが できるほか、相手国の領域に給油、整備等の運輸以外の目的で が国とネパールとの間の定期航空業務の 開設を目的としており、その主な内容は次のとおりである。 一、両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することが できるほか、相手国の領域に給油、整備等の運輸以外の目的で できるほか、相手国の領域に給油、整備等の運輸以外の目的で できるほか、相手国の領域に給油、整備等の運輸以外の目的で できるほか、相手国の領域に給油、整備等の運輸以外の目的で 者陸することができる。

る。 内の地点と相手国内の地点との間の貨客を運送することができ

定航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後郷約国が、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。指四、特定路線における定期航空業務を開始するためには、まず、使用する燃料、潤滑油等につき相手国の関税等を免除される。国国待遇及び内国民待遇を与えられるとともに、その航空機が三、指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最

参加の機会を与えられる。 五、両国の指定航空企業は、定期航空業務につき公平かつ均等なーに運航を開始することができる。

運送することを主目的として輸送力を供給する。 ものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を六、指定航空企業が提供する輸送力は、貨客運送需要に適合する

空当局の認可を受ける。七、運賃は、原則として関係指定航空企業間で合意し、両国の航

線を具体的に定める。八、付表に、両国の指定航空企業が運営することのできる定期路

委員長報告

前ページ参照

定書の締結について承認を求めるの件(閣条第三号)日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議

要旨

「一又は二以上」に改めるものである。ため、両国が指定できる航空企業の数を現行の「一又は二」から要の増加等に対応することを目的として、定期航空業務の運営の年)二月十七日に署名されたもので、近年の両国間の航空運送需現行の日中航空運送協定を改正するため、一九九三年(平成五この議定書は、一九七四年(昭和四十九年)四月に署名された

委員長報告

前ページ参照